

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画変更認可申請（平成32年度までの放射性固体廃棄物等の発生量予測の更新及び仮設保管設備の撤去に伴う変更）に係る面談
2. 日時：令和元年10月15日（火）13時30分～15時00分
3. 場所：原子力規制庁9階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
松井安全審査官、山中係員、田上係員、高木技術参与
検査グループ 専門検査部門
宮崎上席原子力専門検査官
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当2名 プロジェクト計画部 担当1名

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画変更認可申請（平成32年度までの放射性固体廃棄物等の発生量予測の更新及び仮設保管設備の撤去に伴う変更）について、資料に基づき以下の説明があった。
 - ケース2に切替え後の一時保管エリアA1及びA2の概要について
 - ✓ 一時保管エリアA1及びA2の遮蔽壁の配置と外形寸法
 - ✓ L型擁壁内の有効保管面積及び保管容量
 - ✓ 遮蔽壁のコーナー部の設計
 - 遮蔽壁の耐震評価について
 - ケース2における敷地境界線量評価について
 - ✓ L型擁壁間の隙間、開口部が与える影響は小さい
 - ✓ 実施計画上の解析評価条件は、実際のL型擁壁内の有効保管面積及び保管容量に比べ保守的な条件で評価している
 - 放射性固体廃棄物等の管理施設に係る確認項目
- 原子力規制庁は、説明を受けた内容を確認し、一時保管エリアA1及びA2のケース2における実保管容量とこれまでのコメント内容を踏まえ、補正申請を早期に提出することを求めた。なお、本申請においては、当初から申請内容や必要な説明が不足しており、今回最終的に提示された構造から算出された有効保管面積及び保管容量は、実施計画上の数値と大きく異なったことから、今後の案件においては十分な設備計画を図った上で申請するよう注意すること。

6. その他

資料：仮設保管設備の廃止及び平成32年度までの放射性固体廃棄物等の想定保管量と保管容量の反映について

以上